

# 第45回議会運営委員会

令和5年5月8日

【開催日】 令和5年5月8日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時32分

【出席委員】

委員長	大井淳一朗	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	笹木慶之
委員	森山喜久		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	中島好人	議員	山田伸幸
議員	岡山明	議員	吉永美子

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	事務局次長	中村潤之介
議事係長	山田寿実子	議事係主任	岡田靖仁

【審査内容】

- 1 「陳情書（議会活動の正常化を求める陳情）」及び「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」について
- 2 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。）について
- 3 その他

大井淳一郎委員長 おはようございます。ただいまより第45回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願いたします。まず、付議事項1点目、「陳情書（議会活動の正常化を求める陳情）」及び「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」ということとございます。これに当たりまして、委員外議員であります共産党議員団の2人をお呼びしていますので、これを許可したいと思います。それでは、恐れ入りますが、どうぞお座りください。

（中島好人議員、山田伸幸議員 着席）

大井淳一郎委員長 まず、資料の確認をしたいと思います。資料1は竜王中学校の地籍図です。竜王中学校の地番が4236番ということです。これは後ほど深く入ります。資料1-2は、「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」という文書で、令和5年3月31日付けで、高松議長宛てに藤田市長からこのような文書が出されております。中身については皆さんお読みになっておられるというところとございます。この件についての資料は以上ということで確認させていただきます。それを踏まえまして陳情書の中身に入っていくわけとございますが、まず、大きく何点かに分かれておりますので、一つ一つ確認をしていきたいと思っております。まず、先ほど資料1-2で「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」という文書が出ております。これは、先般、職員宛てに実施したアンケート調査の結果を踏まえてこのような文書が出てきたわけとございますが、この点について、委員から共産党議員団に質問していただければと思っております。または、共産党議員団のほうから、これを受けて何か言っていただくほうがいいのか、どちらがいいですか。委員から質問していただければ、そのほうがいいと思っております。（発言する者あり）まず、この文書が出たことを受けて、共産党議員団に対応や意見を述べ

ていただければと思います。

中島好人議員 この取扱いが議運に諮られることを本会議場で決められたのかどうか。前回の樋口さんのときには、本会議場で、議運決定として議運で取り上げることになりましたという報告がありました。それに対して、私は、それはおかしいんじゃないかということで質疑した経緯があるわけです。そうした中で、議運はそういうことで決められたという回答で、陳情については審議しているわけですよ。それで、この執行部がアンケートした結果を議運の中で審議するというのは、成立するものなんではないでしょうか。

大井淳一郎委員長 まず、この文章につきましては、市長から高松議長宛てに出されたものでございます。それを受けて高松議長から議会運営委員会に諮問されたという流れでございます。なぜこれを諮問されたかということ、陳情書の中身に関わることで、前々回ぐらいの議会運営委員会で、当時の総務部長から答弁があって、アンケート調査を受けてこのような文書を出す予定であるということでした。議会運営委員会の中継を見ていただければ分かると思うんですが、そういった流れを受けて、今日に至っているということですので、手続的には問題はないと思います。

中島好人議員 私たちは、3月6日に委員外議員で議運に参加しましたがけれども、その際にも言いましたけれども、市長宛てに、議員団として申入れを行っているんですよ。この調査をすべきではないと。慎重に取り扱うことが大事だとしていたわけです。この調査が行われたということについては、重大な問題があると思っているわけです。これは憲法が保障する思想・信条の自由、政治活動の自由に関わる問題であると。同等の問題から、私は全部読み上げた経緯がありますけれども、川崎市議会で行った調査を行ったことに対して裁判が行われて、裁判の結果、こうした行為について横浜地裁川崎支部は、「市職員が任意に政党機関紙を

購読して、各種の情報を入手し、それを職務に生かすことは最大限に尊重されるべきであって、いかなるものであってもそれを制約することは許されないことは当然」と、裁判の結果、こういう判決が出ていることも紹介しました。ですから、こうした行為についてそもそも取るべきではないと思います。ですから、これの対応について、執行部から出た問題に対して、議会がどうこうどうこうというか、どうするんだ、どうするんだというのは——そもそも議会というのは、議員をチェックするんじゃなくて、行政をチェックしていくことが役割です。行政が、議員がこうしている、ああしている、何とかしてくれと議会に言って、議会が議員に対してどうのこうのと制約を進めていくことがいいのかどうか。ですから、これの対応をどうするのかと聞かれても、ああします、こうしますということは、今の時点では言えません。

大井淳一郎委員長 先ほど、中島議員が言われた横浜地裁川崎支部の判決については、今言われたとおりでございます。ただ、これはあくまでも市職員に対して購読を禁止するとか制約とか——ここに書いているのが、「市職員が政党機関紙を購読して各種の情報を入手し、それを職務に生かすことは最大限尊重されるべきで、いかなるものであっても制約することは許されない」ということです。これは市職員が購読することを制約してはいけないと言っているだけで、調査してはいけないとは言っておりません。御存じのとおり、この事件の概要は、そもそもこういったアンケートを行っていいのかということが争われました。今言われたことは言うておられますが、結果的に、アンケート調査は思想・良心の自由を害するものではないという結論に至っております。決してこれが違法ではないということは、裁判上で確認が取れておるところでございます。そして、これを受けて市が調査し、もちろん無記名の調査ですけど、これを行って結果が出て、申入書が出て、議長から議運に諮問されているということですので、手続的には問題ないということでございます。これを受けて、皆がどうされるかということですが、

中島好人議員　ここでうたっているのは、「職員に心理的な圧力を感じさせることのないように配慮をいただきます」という要請ですので、これはもちろん今までもそういった配慮はしてきていましたけれども、更に一層そういう心構えで対応したいというのは、当然のことだと思っております。

大井淳一郎委員長　このような申入れ書が出た背景は、アンケート調査の結果を議員団もきちんと見ておられると思いますが、アンケートを140人にとり、政党機関紙の勧誘を受けたことがあるのは52人、その中で心理的圧迫を感じたのが43人で、その中で応諾したのが35人、応諾しなかったのが6人、無回答が2人ということで、無回答は数に入れなかったとしても、少なくとも43人中35人は心理的圧力を受けて購読しているという結果が出ております。やはりこれを受けて、先ほど配慮されていると言われましたが、具体的にこの事態を何とか解決しないといけないと思っておりますので、今日お呼びしたところもあります。あと、庁舎管理規則の問題もあります。職務の妨げになってはいけないということは、共産党議員団の方ももちろんお分かりいただける部分だと思います。庁舎管理規則の面から同僚議員が一般質問を行ったというところもありますので、その点を踏まえて今後どのように対応されるかということをお伺いできればと思いました。というのは、今後、議会の中でルール作りをしていこうと考えております。その中で共産党議員団のほかにも公明党議員団も後ほどお呼びしておりますので、御意見をお伺いしようということが今日のいきさつでございます。御理解いただければと思います。

中島好人議員　今庁舎管理規則の話が出されました。僕は、3月6日で本来はもう終わったと思っていたんですけども、庁舎管理規則に基づいて、改める点はきちんと改めて、規則にのっとって進めると言いました。僕は、それに基づいてきちんと進めてきています。現に、庁舎における行為許可証を頂いております。これは、「山陽小野田市庁舎管理規則第7条第

4項の規定により、下記のとおり許可する」と。許可行為は、「政党機関紙の販売、勧誘、配達及び集金」、場所は、「山陽小野田市長が管理する各庁舎の管理者が指示する場所」、期間は1年で、令和5年4月1日から令和6年3月31日。1年ごとに許可するとなろうかと思えます。条件については、「行為を行う時間は、正午から午後1時までの間及び午後5時15分から午後7時の間とする」と。「行為のときにはカウンター内に立ち入らないこと。公務の妨げにならないこと。商行為等の許可証等を携行すること。各関係法令等を遵守すること。」という条件の下にきちんと許可を頂いていると。もう1点、新聞に折り込まれる点についても二つ許可を頂いております。一つ、議会報告等の資料の配布等で、これが同じような条件で申請し、許可いただいた。それに基づいて、今行っているのが、3月6日以降の中で行っているんで、その後どうか、議員に対しては、これに基づいてこういうふうにやっていますとすむ話が、こうして議運の中で尋問みたいに、あれはどうなったか、こうなったかというのは、違うんじゃないかと。「きちんとやっていますよ」、「そうですか」で済む話をわざわざ議運の中で委員外議員として招致して質疑するということが、今の議会、議運で本当にいいのかということ、僕は反対に聞きたいと思っています。もっと市民の生活など関わる中で、自分が果たしていく役割、議会が果たしていく役割、そういうものが必要となっているときに、こうした政党の活動、思想・信条の自由の問題について、議会が議員をチェックするようなことはもうそろそろやめたらどうかと思えます。庁舎管理規則に基づいて、きちんとやっているということを報告したいと思えます。

大井淳一郎委員長 きちんとやっておられるということで、庁舎管理規則上の許可ももらっているということですが、これは以前から許可をもらっていたんですか。今回が初めてじゃないですか。

中島好人議員 こうした許可をもらうのは今回が初めてです。3月6日の意向を受けて、やるべきことはきちんとやろうということを確認しながら進

めているところです。

大井淳一郎委員長 分かりました。事実は確認できましたので、委員から、今以外のことも含めて質問していただければと思います。

宮本政志副委員長 先ほどから、議運で扱うのがどうだこうだとおっしゃっていますが、共産党市議団の中で疑問があるのであれば、別途、議運に申入れていただけたらいいと思います。資料1-2、「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」ということで、市長から議長に出された文書について、今回のアンケート結果から職員が圧力を感じた事実があるということは認識されましたか。圧力があつたんだと。

中島好人議員 僕ら自身はそういうことを全く感じていませんでした。そういう行為をしたつもりはないんですけども、当然、こうやって見れば、議員ですからそういうことも考えられるなと思いますので、これは一層配慮しなければいけないと思います。

宮本政志副委員長 そうですよ。アンケートの結果を鑑みたら、圧力を掛けた覚えはないけど、やはり圧力を感じた職員はいたんだと認識できた。先ほど中島議員は、今までも配慮してきたんですけど、これからも配慮していかないといけないとおっしゃったけど、これまではどういう配慮をされてきたんですか。今からの配慮ではなく、これまでどういった配慮をして圧力をかけないようにしてこられたか、教えてもらえますか。

中島好人議員 具体的に、この点について、この点についてというか、そういう感覚で——そういう負担にならないように。だから、結構断られたケースもありましたので、再度お願いするというようなことはないようにという配慮はありました。威圧的な態度はまず取っていないし、気楽に読める、参考になる記事もたくさんありますし、どうですかという感じで言っているわけですから、そういう点での配慮はありました。



宮本政志副委員長 質問の前に、中島議員、マイクが遠いけど大丈夫ですか。

中継を見ている人に聞こえるようにマイクを近づけたほうがいいと思いますよ。これまでの配慮は今おっしゃいました。これからは更に深い配慮をされなければならないんでしょうけど、具体的にどういった配慮をされていきますか。

中島好人議員 具体的にああします、こうしますという話はないんですけども、これは執行部が職員にも出しているわけですから、そういう関係の中で、今までにない対応がされるというふうに、職員の関係もそうだし、それに対してもしっかりと配慮していかなきゃいけないというのは——こういった文書が職員にも回されたわけでしょう。職員もそういう自覚の中で進められているから、更に——だけど、あなたはこれを見て精神的な圧力を感じますかどうかというのは、どこまでどうなるか、具体的にはまだ考えていませんけども、これは非常に難しい点があるんで、どうしたらいいかという感じもあります。ただ、ここにもあるように、「政党機関紙購読の勧誘配達及び集金に関わる行為そのものについて規制を求めるものではない」と。改めてここに記載されている意味との関係を、どう私たちの活動に活かしていくかは考えていかなきゃいけないと思っております。

宮本政志副委員長 私は、更なる配慮について、具体的にどういう配慮をされるんですかとお聞きしているのに、全然違う答弁が含まれているので、簡潔明瞭に私の質疑に答えてほしいんです。先ほどから配慮していこうとおっしゃっていて、正当化されているわけですから、今までされた配慮よりも、更にどういった配慮を具体的にしていこうと話し合われて、その配慮の下で継続して行動していくということでしょう。だから、どういうふうに配慮されるのか。先ほどは難しいからよく分からないみたいなことをおっしゃったけど、そうしたら、先ほどから言っている配慮していく前提での行動の継続というのは、正当性が欠けるんじゃないで

すか。整合性が取れませんよ。だから、どういう配慮を新たにするのかを具体的に、簡潔に教えてくださいと質疑しています。

中島好人議員　まだ、きちんと話し合って、こういうふうにしていこうとは決めていません。ただ、藤田市長が何を言っているかという、具体的なことについて何も指摘していないわけです。藤田市長は、職員に心理的な圧力を感じさせることのないように御配慮願いますと言っているわけです。具体的に定義がないんだから、どうしたらいいのかは、今後、山田議員と話し合う中で進めるということになるろうかと思います。

宮本政志副委員長　ということは、共産党市議団の2人は、配慮してくださいという申入れが、市長から議長に対してあったんだから、きちんと配慮するべきだとお考えですか。それとも、こういう申入れがされても、いや、配慮する必要はないとお考えですか。どちらですか。

中島好人議員　尋問みたいにするのか、どうするのかと。執行部のこうした問題に対して、どうするのか、どうするのかと。だから、具体的には考えていないけれども、僕らは職員に心理的な圧力を感じさせているとは感じていなかったけれども、結果としてそのようなことがあるなら、もう少し慎重に考えないといけないと思っているということで、まだ具体的には山田議員と話し合っていないということなんです。

山田伸幸議員　今の問題については、許可の範囲で対応するという事しか言えないですね。では、どういうことをしたら配慮に欠けた行為なのか。例えば、大きな声を出すなどは今までもやったことがないです。今後は、勤務時間内には絶対に行わないこと、あるいは、執務スペースには立ち入らないということに最大限気を付けると。そういったことはないようにしていくと。あとは、言葉使いについて、最大限相手にとって圧力とにならないように、言葉使いに気を付けながら活動していくということだと思います。

宮本政志副委員長　そうすると、最大限考慮して、圧力を感じさせないように努力しますと。もし今後も圧力を感じる職員がいた場合にはどうされるんですか。もうこれはやめられるんですか。

山田伸幸議員　それはもう相手次第ですよ。だから、感じていなくても、感じましたと言われたらもうそれまでですから。そういうふうに、どうするんですか、どうするんですかということは、今、宮本委員は、私たちにそういう活動をやめなさいと言っているんですか。配慮を具体的に言えますか。具体的に相手に圧力を感じさせないような配慮とはどういったものかを言えますか。

宮本政志副委員長　パワハラでもセクハラでも、受けた側がそう感じたんだから、それはどうしようもないということですから。同じことですよ。そうではなくて、圧力を感じる職員がおられるのであれば、そういった行動を慎むべきではないかという意味で質問しているんです。

山田伸幸議員　できるだけそういうふうにとられないように注意して行うということですか。

宮本政志副委員長　今の山田議員の答弁で一つ安心できたことがあります。政治倫理条例第3条で「次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」と規定があって、第6号で市職員の公正な職務執行を妨げてうんぬんの後に「働きかけないこと」と書いてあるんですけど、今、勤務時間内に関しては行わないということをおっしゃったので、業務を妨げることは今後なくなるというところは、まず安心したんです。2人にお聞きしたいのは、どちらが答弁されてもいいんですけど、各職員の自宅に行ってこれ販売したらいいんじゃないですか。なぜ市役所の中でやるんですか。

中島好人議員 それはいい提案だと思います。参考にさせていただきたいと思います。

宮本政志副委員長 参考にさせていただきたいじゃなくて、僕が今提案したんじゃないんです。なぜ市役所内でやるんですかということです。各職員の自宅に訪問して、赤旗を買ってもらえませんかとお話しすればいいんじゃないですか。提案したんじゃないんです。各職員の自宅に行ったらいいんじゃないですか、なぜ市役所の中でやるんですか、こういった行動を取られるんですかということに対してお答えさせていただきたいと思います。

中島好人議員 なぜとは深く考えていないので、本人の意思の中で、自宅の地域での配達集金というのもあります。だから、そういった提案はいいなというので、今後、自宅への配付という点にも力を入れていきたいというような感じです。なぜと言われても、そんなことを深く考えてないんで、いい提案だと思ったところです。

大井淳一郎委員長 今、副委員長がおっしゃったのは、家に行けばいいじゃないかと。今後は時間外にされるんでしょうが、なぜ市役所内ですかということです。例えば、市役所だったら一度で済むからなどそういうことがいろいろあるじゃないですか。そういうことを言われればいいんじゃないですか。

中島好人議員 僕は、40年間議員をやっていますが、今までそういうことを考えたことがないんです。今までそういう流れに沿ってやってきたんで、今、改めてこういう問題が出てくるならば、それに真摯に対応していくということを心がけているわけです。ですから、なぜと言われても、今までの流れで、本人の希望などの流れで来ているということしか言いようがないんです。なぜ市役所ですかという話をされても、考えたことがないので、これを受けて、自宅配付もいいことだと感じたので、

そういうことも今後は進めていこうかと思ったところです。

大井淳一郎委員長 今自宅とか市役所とかが焦点になっていますが、心理的圧力の関係で聞きたいことがあります。先ほど、例えば、購読を断った場合は再度勧誘はしていないと言われましたが、アンケートでは、4人ほどから、その後も勧誘を受けたことがあるということが出ております。これはもちろん共産党議員団とは限らないんですけれども、共産党議員団とすれば、購読を断った職員に対しては再度勧誘したことはないし、また、例えば、勧誘を断った職員に対して何らかの不利益を課したことは一切ないということによろしいですね。そこを確認したいと思います。

山田伸幸議員 購読を断られて、改めてその場でまたお願いすることはないんですけれども、例えば、この1年間は購読できないから断ると言われて、1年後にまたお願いしたことはあります。

大井淳一郎委員長 それは購読活動です。

伊場勇委員 職員個人の政治活動の自由について阻害しようとは一切思っておりません。庁内で行われているということで、そこで議員が市の職員に対してどう接するか、市職員がどう感じているかが、問題になっています。圧力を感じるということは、職務にも影響することだと思っております。例えば、議員が頼むとかお願いするとかをしたら、やっぱり市の職員は構えると思うんです。例えば、文章などで勧誘を促すなどのやり方であれば、職員に対しての負担が少し軽減されるかと思うんです。そういったルールを今から議運で作っていこうと思うんです。まず一つ、文書での勧誘についてはどうですか。あまりよくないですか。今初めて聞かれたかもしれませんので、答えられなかったらいいんですけど、その点はどうでしょうか。

中島好人議員 様々な思想・信条の自由や政党の政治活動の自由は、憲法にの

っとして進められている点もあるわけですが、やっぱりその中で憲法に準じて進めていると。だから、議会が議員活動について様々に自分で自分の首を絞めていくようなことを——執行部のこの提案に基づいて、議会が議員の活動そのものを狭めていくという方向で、それを文章でわざわざ確認するようなことはするべきではないと思います。この第7条第4項の規定は網羅されている内容じゃないかと思っています。だから、どういう文章にするかは分かりませんが、わざわざ文書にするようなことではないと思っています。

伊場勇委員 勧誘を受けたときに、購入しなければならないという心理的圧力を感じた人は82.7%いらっしゃったので、これはよくないですね。だからそれをどうするのかというと、言い方を軟らかくするなどはもちろん大事だと思いますが、それ以上に、市の職員に対して文書で共産党の政党機関紙を購読しませんか、こういったいろいろな情報がありますよといったことをすると、市職員の負担が軽減されるんじゃないかという提案でございました。そのことについてはどうですか。あり得ないんですか。

山田伸幸議員 政党の活動スタイル、活動の在り方が今問題視されているんですけど、（「いや、そうじゃなくて」と呼ぶ者あり）いやいや、そうでしょう。だからこういうふうにしたらどうですかということをおっしゃっているんですよね。今後、私たちの中でどういうふうにやっていくかは、どういうふうにしたら職員が圧力を感じなくなるのかを考えながら取り組んでいきたいということで、先ほどお答えした範囲内のことではないんでしょうか。

伊場勇委員 もう1点、勧誘して購読された方には集金があって、配達があると思うんです。それは先ほどの許可証を受け取られて、カウンターの外でやってくれということになると思いますが、集金も必ず手集金なんですか。

山田伸幸議員 皆さんも御存じだと思うんですけど、必ず面と向かって、顔を見ながら、いろいろな最近の情勢の話などもしながら集金しております。希望される方には振込もありますが、そういうことは非常にまれです。というのも、集金から次の集金までの間が1か月か2か月あるわけで、その中で、市職員の場合はそんなにはないんですけど、市民の場合は、いろいろな変化があって、私たちの助けが必要だということを感じることがあります。私たちは、そういった定期的な面談は必要な手段だと考えております。

伊場勇委員 もう一つ、配達についてなんですが、執行部からはボックスを用意すると聞いています。また、ほかの政党機関紙については、置いている場所が共産党機関紙とは違うということがあるんですけども、その辺については改善の考えなどはありますか。

山田伸幸議員 配付については、入り口にボックスがあり、部ごとになっているということで、以前にお話がありましたので、今はそのようにして対処しております。

大井淳一郎委員長 そのほかの委員からも質疑を受けたいと思いますが、ここで一旦休憩したいと思います。暫時休憩します。

---

午前10時41分 休憩

---

---

午前10時51分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。この政党機関紙の購読や勧誘活動について、委員から質疑はありますか。

笹木慶之委員 先ほど中島議員は、許可を3月6日に頂いたと言われましたね。

(「発言する者あり」) 3月6日を受けて、いつ頂かれたんですか。

中島好人議員 許可を申請した日付は出ておりません。

大井淳一郎委員長 許可が下りたときでいいですよ。そこに書いてあると思います。

中島好人議員 申請は分かりませんが、許可されたのは、令和5年3月31日となっています。ですから、申請はこれ以前だと思いますけども、3月末の日付で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっています。

笹木慶之委員 分かりました。問題は、3月31日にそういう許可を出されながら、なおかつ、藤田市長から高松議長に対して、議員に対して配慮していただきますよという文書が来ているわけですね。これを冷静に見て、先ほど御発言があった内容を確認しますと、許可が出たのはあくまで手続論です。こういう手続をしてくださいということであって、精神論は入っていないわけです。したがって、その精神論について、議会に配慮を求められたということは、議員に対する配慮を求められたとしか理解できないわけです。議長宛てですからね。ということになれば、その辺りについて先ほどからいろいろと御発言されて、配慮するということなんですが、そこをどのように受け止めておられるかということをもう一度お尋ねしたいと思います。

中島好人議員 非常に難しいんですけども、私たちの認識では、市職員が精神的な負担を感じているとは思っておらず、ずっと来ていたんですけども、こうして感じているということが結果として出ていると示されたので、改めて、山田議員とも今後どうするかを考えていかなければいけないということです。



笹木慶之委員　そうしますと、先ほど来から、以前からもいろいろな配慮をされたと言っておられました。今回のこれを受けて、更にその辺りを引締めていかななくてはならないと認識されたと理解していいわけですね。

中島好人議員　そのとおりです。

笹木慶之委員　そこで、もう1点お尋ねします。今、機関紙の購読の期間は、いつからいつまでという取決めがあるんですか。

中島好人議員　私どもはそういった取決めはやっておりません。あくまでも本人の意思の中で進めているということです。「4月いっぱいまで」、「7月いっぱいまで」と言われたら、「そうですか、それじゃそこまでお願いします」という、こちらからいつまでということはありません。

笹木慶之委員　今はないということですが、通常、私たちがそういうものを購読するときには、購読期間があると理解しています。しかし、ないということであれば、それ以上は聞いても仕方ないです。ないということでは理解してよろしいですね。

中島好人議員　そういうことです。

大井淳一郎委員長　そのほか、この件に関してよろしいですか。（「なし」と呼ぶものあり）政党機関紙に関しては以上といたします。前回の議運の中で、陳情書を受けて政党機関紙についてと、もう一つ、政党機関紙の中で配付される資料ということで「明るいまち」のことがありました。これについて、以前、質疑がありましたけれども、委員から、「明るいまち」の記述について聞きたいことがあるという意見がありましたので、これについて前回と重複しない限りで追加で聞きたいことがあれば、皆さんから聞いていただければと思います。いかがでしょうか。この「明るいまち」は、新聞赤旗の中に添付されていることから、このような陳

情書が出たと、その中身を指摘することだったと思います。

宮本政志副委員長 この「明るいまち」については、陳情書の中で、事実確認もしてない記事と、個人を誹謗中傷するようなのということが書いてありますけど、こういったことは今までにあったと思われませんか。それとも、そんなことはありません、これは陳情書自体が違いますということなのか、その辺りをお聞きします。

中島好人議員 前回と重複しています。これはありません。

大井淳一郎委員長 ないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

森山喜久委員 今、共産党議員団はそういうふうに回答されましたが、実際に私のことが書かれている内容、例えば、家の売却、つまり、実家又は私の家の売却という記事があったと思うんです。そういった部分は事実確認をされていないし、そういった事実はないんですが、そういったことが記載されています。これは、陳情書で言われている個人を誹謗中傷するようなこと、プライベートに入っていくようなことではないかと思うんですが、どうでしょうか。

山田伸幸議員 何年何月何日付けで出されたものかを具体的に提示していただけるものなら、その記事についてどういうことかを書いたかをお答えしようと思います。それと、表現の仕方についてや、その記事に関連する人から事実と違うという指摘を受けることはやはりありました。そういったときには、なるべく近い号でそれについての訂正記事や謝罪記事を掲載することがありました。今、森山議員が言われたことについては、森山議員からそういう申出が今初めてありましたので、それは精査したいと思います。

森山喜久委員 本人に対して事実確認はしないということなんですか。

山田伸幸議員 できる限り事実に基づいた記事を書こうと努力しておりますけれど、事実確認を怠る、あるいは、認識が違うことはあろうかと思いません。

森山喜久委員 事実確認をしてない記事を実際にもう掲載されている中で、今までそれは知らなかったという話——本人が言わないと、周りが言ったとしても聞く耳を持たないということによろしいのでしょうか。

山田伸幸議員 指摘されればそれについては見直して、違うと言われればそういうふうに対処いたします。

森山喜久委員 具体的な対処とはどういうことなんですか。

山田伸幸議員 それに対する訂正記事になろうかと思えます。

宮本政志副委員長 事実確認をしていなかったり、あるいは、事実確認を怠ったりして、相手の名誉を著しく毀損したり、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷に当たったり、あるいは、事実と違うことを出してしまうたりと。それに対して謝罪をすれば足りると思っていらっしゃるんですか。政治倫理条例第3条に、「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し」とあるんです。議員としての品位を全く欠くものではないと、その程度のことなんだとお考えですか。謝罪で足りると思われませんか。

山田伸幸議員 それは、それを受け取られる人が、それで承服しかねるということであれば、裁判に訴えられること等もあるのではないかと想像しますが、少なくともこの20数年間にそういったことはなかったことです。

宮本政志副委員長 先ほどの森山委員の話を知っていると、自宅を売却する表

現がどうこうという話ではなくて、事実確認をしようと思ったら、できますね。登記簿の謄本を取るなど調査したらいいだけだから簡単なことですよね。事実確認を怠ったなどではなく、なぜ怠るようなことが出てくるんですか。全部事実確認してから出すんじゃないんですか。たくさんの方の目に触れるわけでしょう。

山田伸幸議員 これは議員団としてニュースを出しているわけですから、基本的には検討した上で出しております。それでもこちら側の得た情報と事実が違うということであれば、それは確認の上、訂正し、謝罪することはやぶさかではありません。ただ、それで承服しかねるということであれば、また別途考えなくてはいけないと思います。

宮本政志副委員長 個人名は出さないけど、例えば、ある議員とある市民の方がじっこんでどうこうというような事実無根なことを書いたとことも僕は目にしているんです。そういったことも事実確認をせずに出すということは、意図的なものがあるんですか。例えば、共産党に刃を向けたら、あるいは、我々に対してこういった行動を取ったら、先ほどの憲法とおっしゃったけど、表現の自由等を盾に書いてやるぞという威圧的な感情は全くないですか。

山田伸幸議員 じっこんうんぬんということは、恐らくこの記事だろうと想像はつきますが、それについて、直接御本人等から、「これは心外だ、事実無根だ」と言われれば、それについてはきちんとお答えしようと思います。

宮本政志副委員長 僕の質問は、先ほど言ったように、共産党に盾突いたりするところいうふうに事実確認をせずにどんどん記事を書きますというような気持ちはゼロなんですか。それとも、少しでもあったんですかということですか。

山田伸幸議員 相手を威圧するような、脅すようなことはないような編集を心がけているつもりです。ただ、議員団としてこれが正しいかどうかというところで言えば、一応議員団としてチェックして編集しておりますので、もしそういう申出があるのなら、それについては真摯に対応したいと思います。

伊場勇委員 今、山田議員は、受け取る側がどういうふうにかんがえるかによって違うということをおっしゃられたと思うんですけども、「明るいまち」は、議員の名前で作って、たくさんの人に配られるので、その影響力も考えなければいけない。議員として書くべきことと、これを書いてしまうといろいろな誤解が生じるということなどがあり、議員2人の名前で出されているものですが、議会としても見られる可能性がある。その中に書かれている個人の中でも誤解を招くこともあり得るかと思えます。もちろん、議員2人の主張は、しっかり主張されていいことだと思うんですけども、その内容については少し気を使っていただくこと、配慮することもある必要じゃないかと思うんです。その点については申出があったら訂正すると。これからのことについても、特に変えないということなんですか。

中島好人議員 私どもは日本共産党として、今の政治状況、山陽小野田市の状況などを市民に知らせていこうということで、基本的に活動しているわけなんです。そうした中で、基本的に毎週発行していますから、どうしてもゆっくりと、じっくりと記事を煮詰める期間が短いときもあります。しかし、事実確認をきちんとしなくてはいけないというのは、改めてそういうことは政党活動としてきちんとやっていかなければいけない。しかし、そうできなかった場合には、そういう申出に真摯に取り組んでいきたいと思えます。その辺をもっと慎重にしていかなければいけないということは、心がけていきたいと思っています。

宮本政志副委員長 できなかった場合というお話が今出ましたが、日本共産党

というよりも山陽小野田市議会の共産党市議団 2 人の問題のように思います。陳情書に書いてあるように、今後は事実確認をしてない記事は載せませんと、個人を誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>するような記事も載せませんと断言されたらいいだけじゃないですか。それを断言せずに、できない場合もあるということは、今からも変わらず事実確認しないで記事を出しますよと、個人を誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>するような記事を出しますよと聞こえるんです。ここできちんと断言されたほうがいいんじゃないですか。事実確認していない記事を載せることは、本来してはいけなんでしょう。日本共産党というよりも 2 人の問題だと思うけど、今後、事実確認をしてない記事を載せないようにできませんか。それと、個人を誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>するような記事も載せないようにできませんか。

中島好人議員 事実確認それぞれあるかと思いますが、ここで確約はできません。しかし、私どもは誹謗中傷<sup>ひぼう</sup>をしないということは断言できます。

大井淳一郎委員長 事実確認については、性質上どの部分が問題になっているかなかなか分からないところもありますので、この問題は一旦ここで置こうと思います。いずれにしましても、今度この問題について検討したいと思います。続きまして、陳情書中の「教育委員会の管理する」という内容についてです。竜王中学校の前の土地の件でございます。資料 1-1 に地籍図があります。数字が小さくて分かりにくいんですが、皆さんは大体分かっていただけだと思いますが、4 2 3 5 番という広い土地があります。また、3 9 2 3 番という広い土地があつて、これは竜王中学校です。4 2 3 5 番は校舎があるところで、3 9 2 3 番が運動場ですね。ここで確認したいのは、正門を出て左側にあります 1 0 8 3 6-7 番のところではないかということで、まず事実確認をしたいと思います。学校を出てすぐ左で、その下が 3 9 5 1-3 番です。この 1 0 8 3 6-7 番は緑地になっております。山田議員は、ここで街宣活動していたということで、許可を得てやったのかという内容の陳情だったと思います。改めて確認ですが、山田議員、この 1 0 8 3 6-7 番で街宣活動をして

いたということで間違いないでしょうか。

山田伸幸議員 街宣した日には、10836-7番という自覚はありません。

この辺りとしか言えません。区画が明確に区切られているわけではなく、単なる草地です。今、委員長が言われた3951-3番もずっと同じ流れで、桜の木が植えられていて、草地が続いているところです。私は、車を横付けして、そこで街頭宣伝を、大体土曜日や日曜日にやっております。なぜ、土曜日、日曜日かと言うと、授業等に影響がないようにということを考えているためです。

大井淳一郎委員長 10836-7番又は3951-3番の周辺ということでは

よろしいですね。というのは、10836-1番が隣にあるんですが、民家ですから、ここでやることはないので、緑地になってるところでされているということです。土日で授業の妨げにもなっていないということです。この確認が取れました。これについて皆さんから聞きたいことがありますか。ちなみに、10836-1番を山陽小野田市が所有していることは、確認が取れております。恐らく、3951-3番も桜の木が植えてあります。これも山陽小野田市の土地であろうと。その部分の登記事項要約書は取っていなかったんですが、確認は取れております。

宮本政志副委員長 学校の前ですから、私も現場を見に行って、確かにこの資

料1-1の図のように、ここからここということには分かりにくいですが、そもそも、道路とかこの辺りは学校の敷地かなどを考えるんですか。あるいは、個人の所有地かと考えて街頭宣伝されるんですか。それとも、全く関係なく、ちょうど車がとめられるということでされるんですか。

山田伸幸議員 ここについては、もう二十数年前から、折に触れて街頭宣伝し

てきた土地です。それについて教育委員会からも何も言われたことはありませんし、近所の方からも苦情を受けたこともありません。

宮本政志副委員長 5年だろうと、20年だろうと、100年だろうと関係なく、何も言われなかったら許可を取る必要はないとお考えですか。

山田伸幸議員 許可を取らなくてはいけない明確な私有地というところでは、許可を得て行っております。しかし、路側帯や空き地では道路交通法上の妨げにならないように配慮して行っております。

宮本政志副委員長 僕が聞いたのは、何も言われなからどうこうではなくて、許可を取る必要があるのかどうかを考えずに、そのままどこでもされるんですかということです。今、私有地のことを言われたんだけど、それをさっき聞いたんですよ。何も言われなかったら許可を取らなくてもいいんですかということです。

山田伸幸議員 明確にロープが張ってあるとか、あるいは、立ち入るなど書いていけば、そういったことに配慮しますが、基本的にスペースがあれば行っております。

宮本政志副委員長 今、山田議員は、共産党だけではなく、議員であろうと、一般の方だろうと、明確にロープや進入禁止の立て看板がなかったら、他人の土地だろうと、あるいは、国、県、市の土地だろうと関係なく自由に使っているんじゃないですかとおっしゃったんですね。

山田伸幸議員 意図がよく分かりません。これは前回も言いましたけれど、今までそういったことでやめてほしいと言われれば、すぐ引き上げておりますし、許可を取る必要がある土地なのかどうなののかについては、もし許可が必要であれば許可を取ってやりますが、必要でないと思われれば、許可なくやっております。

宮本政志副委員長 許可が必要かどうかというのは、あなたたちが決めること



じゃないです。そこが市の土地かどうか確認して、もし市の土地だと思  
ったなら、教育委員会や市に「ここでこういう活動をしますけど、よろ  
しいですか」とは聞いていないんですね。聞く必要はないと思うんです  
ね。

山田伸幸議員 どういう意図でそういうふうに言われるのか分かりませ  
んけれど、必要性について、そこまで私たちが何か違法行為をしている  
という認識なんでしょうか。

宮本政志副委員長 違法行為、不法行為うんぬんじゃなくて、陳情書に書い  
てあることを聞いているんです。「教育委員会の許可は取られていないと  
のことです。」と書いていますよね。教育委員会が管理する土地におい  
てと書いてあるんです。先ほど委員長も事実確認のために土地を示して、  
確定はなかなか難しいので、その付近という形だったけれど、「仮に市  
の所有地で教育委員会が管理する土地であれば、許可を取られていない  
のことです。」と書いてあるんで、許可を取られていないんですか、  
取る必要はないんですかということを知っているんですよ。

山田伸幸議員 陳情書が出て以降、私も教育委員会に問い合わせましたが、「別  
にここで何かを制限しているようなことはありません」と聞いておりま  
す。

宮本政志副委員長 そのときに教育委員会から、「今後は許可を取ってくださ  
い」と言われませんでしたか。許可を取る必要はない土地なんですね。

山田伸幸議員 たまたま教育委員会が管理する学校敷地及びグラウンドのそば  
にあるから教育委員会が管理しているということで、学校関係者が共同  
作業で草刈り等をやっていますが、特別に管理しているわけではないと  
いう返事を頂きました。許可については何も言われておりません。

伊場勇委員　そもそも、市の土地であれ、個人の土地であれ、立ち入るときには許可が必要じゃないかと思うんです。注意されたらやめるけど、そもそも入っていいのかと。そこの解釈なのかと思うんですよ。僕は、許可を取るべきだと思うんです。選挙期間中はルールが違うじゃないですか。しかし、普段の街頭演説のときは、許可を得るのが普通だと思うんですけれど、その辺はどう考えていますか。

山田伸幸議員　明確に許可が必要だと分かるところは許可を取っています。

伊場勇委員　明確にというのは、所有者がきちんと分かっているなどだと思うんですけど、そうじゃないところでやるということについて、明確に分かっていないからいいのかというと、そうじゃないと思うんですよ。問題が起きなければいいということでもないと思うんですよ。そういうふうにも受け取れます。私も含めて議員は、街頭演説することがあると思うんです。そのときには許可を取ってやるべきだと思うんです。そうではないという考えなんですね。

山田伸幸議員　教育委員会が管理する土地については、もう一度確認しますが、ほかのいろいろな土地で1日に20回とか30回とかやりますので、それらについて全部許可を取ってやってきておりませんでしたので、その辺りは今後考えながら対応したいと思います。

宮本政志副委員長　是非前向きに検討していただきたい。議員ですから。「品位と名誉を保持し」と、議会基本条例にもあるんですよ。それを他人の土地に勝手に車をとめてしゃべることを繰り返すこと自体が、品位と名誉に欠ける行動につながりかねないので、街頭演説するときには、全て許可を取った土地でやっていくという方向性で是非前向きに検討していただきたいと思います。山田議員、中島議員いかがですか。

山田伸幸議員　道路交通法上の許可を取る必要がある場合には、道路交通法に

のっとして許可を取ります。しかし、通常の数分間の街頭宣伝には道路交通法上の許可は必要ないと確認しております。ただ、明確に民地であれば、ここでやってもいいですかという許可を今後取っていかうと思いをします。

大井淳一郎委員長 そのほかこの件に関して、ほかに質疑はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり) それでは以上とします。それでは、共産党議員団の皆さんお疲れ様でございました。暫時休憩しまして、公明党議員団から御意見を伺いたいと思います。暫時休憩します。

---

午前11時25分 休憩

---

(中島好人議員、山田伸幸議員 退席)

---

午前11時38分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。付議事項1点目について、先ほど共産党議員団からお話を聞きました。続きまして、公明党議員団の2人に来ていただいていますので、委員外議員として許可したいと思いをします。

(岡山明議員、吉永美子議員 着席)

大井淳一郎委員長 本日は、委員外議員として出席していただきましてありがとうございます。公明党議員団の2人にお伺いしたいのは、「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」という文書が、藤田市長から高松議長宛てに、3月31日付けで出されております。この内容及びそれに基づく職員に対するアンケート集計結果については、皆様既にお読みになっていることを踏まえて、これについて公明党議員団の2人にもお伺いしたいと思っております。初めに、「政党機関紙の勧誘行為等における配慮について」という文書が出されておりますが、最初ですので、公明党議員団の政党機関紙の勧誘行為について、どのような形で勧誘行

為を行っているか、実情を教えてください。

吉永美子議員 公明新聞のお願いをするという点につきましては、人事異動などももちろんありながら、特に課長などに昇進されたということで動くことは多々あると思っています。今、配慮についてという文書が出ておりますので、併せて申し上げてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）この点につきまして、事の発端は市民から共産党に対して陳情書が出たことではございますが、市としてアンケートを取られて、複数の政党機関紙という中でのことではありますが、この点につきましてはアンケート結果を真摯に受け止めさせていただきたいと思っています。今まで意識してきたことは、カウンターの中には絶対に入らずに行ってきました。ですので、机に行って、その方に直接お願いするということは一切しておりません。その点は申し上げさせていただきたいと存じます。また、話は出ているかと思いますが、この3月31日に初めて庁舎における行為許可証が出ております。その中で、勧誘と集金について、正午から午後1時、また、午後5時15分から7時ということ。そして、これまでどおり、行為はカウンター内に入らず、公務の妨げにならないようにということで、今後も職員の皆様に圧力を感じさせないように配慮したいと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、複数の政党機関紙とはいえ、アンケートの中で、「圧力を感じた」というところが出ておりますので、その点は本当に今後も心して取り組んでいきたいと改めて感じております。

大井淳一郎委員長 時間について、これからは時間外に行うんですが、これまでも時間外だったのか、それとも、これまでは時間内もあったという認識でしょうか。これについてお願いします。

吉永美子議員 以前は、時間内に行っておりました。

大井淳一郎委員長 その上で皆さんのほうから、公明党議員団の2人に対して

質疑してください。

伊場勇委員 機関紙の配達についてはどのようにされておりますでしょうか。

吉永美子議員 以前からそうですが、配達する担当者がおりまして、庁舎の入り口に置いて行かれております。当時の総務部長からお話があって、名前が見えてしまうということで、ボックスを用意するというお話を聞きました。

笹木慶之委員 3月31日付けで許可証が出されたということですが、その許可証は誰宛てに出されたんですか。

吉永美子議員 私が代表として許可を受けまして、吉永美子宛てになっております。人数は2人、岡山議員と私ということで届けております。

笹木慶之委員 そうしますと、いわゆる市議会議員に対して出されたというふうに理解していいんですか。

吉永美子議員 私はそのように思っております。

笹木慶之委員 同日付けで、市長から議長に配慮についてという文書が併せて届いています。その中では、勤務時間中のことはもとより、心理的な圧力を感じているということについて書いてありますが、追ってそういった文書が出たことに対してどのように受け止めておられますか。

吉永美子議員 先ほど申し上げましたが、複数の政党機関紙ですので、公明新聞についてということではないので、なかなかお話しづらいところはあるんですが、公明新聞は全く関係ないとは認識しておりません。今後本当に気を付けていかなければいけないと真摯に受け止めさせていただいたところ です。

笹木慶之委員 公明党の機関紙については、購読期間を切っておられますか。

吉永美子議員 それは人によって違います。

笹木慶之委員 購読期間のない方もおられるということですか。

吉永美子議員 そういう方も中にはおられます。

宮本政志副委員長 先ほど山田議員、中島議員にもお聞きしたことで、同じことをお聞きします。市役所で勧誘、配達、集金などをされずに、個々の職員の自宅に行かれるということはされないのでしょうか。なぜ市役所でされるのかと思っており、それをお聞きしたいと思います。

吉永美子議員 市役所と御自宅どちらがいいですかと言うと、御自宅がいいとおっしゃる方も中にはおられます。ただ、私たち議員のほうが職員にお会いする機会は多いんです。本来の集金の方は別にいるんですが、その方にとっても、どちらにも負担をかけないために、議員が集金しているという面はあります。新聞は家に届いているけど、集金は議員が行うことはあります。

宮本政志副委員長 公明党はそのように選択できるということはよく分かりました。先ほど、吉永議員は、「今後は心して取り組んでいこうと思います。」とおっしゃったんですよ。具体的にはどのように心して取り組んでいかれるか。このアンケートを前提として、どういった点に気をつけて取り組んでいかれるおつもりですか。これも先ほどの山田議員、中島議員にお聞きしたことなんですが、いかがでしょうか。

吉永美子議員 これまでもそのようにしてきたつもりですが、相手の方が「無理です」と言われたときには、「いやいやいやいや」ということはしな

いようにしてきたつもりですし、これからもその思いでいきたいと思  
います。

森山喜久委員 今の答弁は、再度勧誘しないという意味だと認識してよろしい  
ですか。

吉永美子議員 それは絶対ないとは言いません。中には、年数がたって、余り  
具体的に言うと個人情報になりますが、何年かしたら勧誘して大丈夫だ  
と感じて、何年かたってから「そろそろいかがでしょうか」ということ  
はあります。

伊場勇委員 集金の仕方ですが、手集金と振込があると思うんですが、それは  
人によって対応を変えていますか。先ほど共産党市議団から、集金の仕  
方には手集金と振込があると聞きましたが、いかがですか。

吉永美子議員 基本的には最初から振込でいかがですかとは言ってきません  
でした。

岡山明議員 振込につきましては、公明新聞単独ではできないという状況もあ  
りまして、聖教新聞という新聞もありますが、その絡みもありますので、  
単独ではできません。

大井淳一郎委員長 そのほか質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）こ  
の話題とは少しそれるんですが、先ほど共産党議員団にもお伺いしたこ  
とについて、公明党議員も街宣活動をされておりますが、このときの許  
可について、差し支えない範囲で、公明党議員団の街宣活動の実情を教  
えていただければと思います。

吉永美子議員 私個人で申しますと、私の場合には、車をとめて、車に旗を挟  
むので場所が必要です。当然ですが、個人の方には、「ここでさせてく

ださい」と言って、了解を得ておりますし、岡山議員も同じだと思っています。

大井淳一郎委員長 それではほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）公明党議員団の2人、お疲れ様でした。ありがとうございます。それではここで暫時休憩します。

---

午前11時50分 休憩

---

（岡山明議員、吉永美子議員 退席）

---

午後0時5分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。付議事項2点目、申入れ書について、例の撮影の許可ということで資料2があります。これにつきましては、前回の議会運営委員会の中で動画撮影は認めない。これは音声なしも音声ありも含めて動画撮影は認めないけど、写真撮影は認めますということを決めました。その中継を御覧になっていた方からでしょうけど、資料2のとおり抗議文が出ました。内容からいくと、動画ありと動画なしの区別が付かないのであれば、写真撮影と動画撮影の区別も付かないんじゃないかと。それについてはどうなのかという内容の抗議文だったと思います。これについて、皆さん、抗議文の内容は読んでおられると思いますので、これを踏まえて議運の対応について協議したいと思います。これについて皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

森山喜久委員 既に写真撮影については可としていて、既にその運用が始まっています。ただその中で、今回、写真撮影と動画撮影の区別がどうなのかという指摘がありましたので、申請書に今日撮った写真については確認させてもらう旨を入れ、写真撮影の確認をさせてもらうことが1点で、もう一つ、写真撮影といいながら動画撮影をすれば、今後は許可しないなどの内容を申請書に記載する必要があるのではないかと思います。



笹木慶之委員 新たな提案がありましたが、詳細についてはこれからよく議論しながら進めていったほうがいいと思いますので、後日の議運でまたその辺りを細かく詰めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大井淳一郎委員長 ルール設定はそうなのですが、本日決めておきたいのは、写真撮影と動画撮影の区別が付かないんじゃないかということに対して、一定の答えを出さないといけません。森山委員が言われた写真を撮影しているかどうかをチェックするということについては、笹木委員も賛同するという事によろしいですか。

笹木慶之委員 今言われたことについてはおおむねいいんですが、細かい取扱いの内容については、後刻協議するということをしたわけですね。

大井淳一郎委員長 分かりました。申請書の中身等については、またこれを踏まえて考えたいと思います。それともう1点、今の申請書では、報道か一般か丸を付けて選択していますね。また、前の議会運営委員会の関係であったんですが、申請書の下のところ、持ち込む機材としてビデオカメラやカメラと書いてあるとおり、ビデオカメラもあるんですよ。だから、今の議運決定からいくと動画撮影は認めていないので、ビデオカメラは一般の方には入ってこないところですね。何が言いたいかというと、要は一般の方用と報道の方用とで申請書を分けてしまったほうがよろしいのではないかと思います。私も便宜上、同じ様式で選択できるほうがいいと思ってはいたんですけども、やはり現時点では、一般と報道の撮影については区別しておりますので、申請者にとっても申請を分けたほうがいいのではないかと思います。その辺りも併せて事務局に整理していただければと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）細かい文章等についてはまた再度確認します。これについて皆さんのほうで補足はありますか。

宮本政志副委員長 チェックをするということで、うちの会派の意見でいいと思います。では、誰がどのようにチェックしていくかも踏まえて、申請書、ルールの改正、新しいルール作りは、また今後の議運で議論していけばいいと思います。

伊場勇委員 これも今後の話になると思うんですけども、申入書を出された方の思いでは、例えば、特定の議員の資料を作るときに、本会議中継では画質が少し粗いんですよ。ほかの市議会を見ても、きれいなところは本市議会よりもきれいに映るし、画質が良くないからこういった文書が出てくるのかとも思います。既存のものをもっと鮮明に映るようにしていくことも開かれた議会の取組の一つであろうかと思しますので、それはまた後日提案させていただきます。

大井淳一郎委員長 今、伊場委員が言われたことは、鮮明な画像ということもあるんですが、これは広報特別委員会にも出されていて、要は、時々議員全員が映るほうがいいんじゃないとか、自由自在に映せるほうがいいんじゃないとか、それは機械によってはできるらしく、今の機材ではできないということもありますで、そういった改良も考えていかなければいけないです。ここで暫時休憩しましょう。

---

午後 0 時 1 4 分 休憩

---

---

午後 0 時 2 6 分 再開

---

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開いたします。申入書の動画のことについて、皆さんの意見を聞きたいと思います。

森山喜久委員 山陽小野田市議会としては、結局、公式に動画と音声を市民の方々に提供しているという形になっています。そのため、個別に写真撮影が必要だという要望に応えるために、今回、写真撮影については可と

させていただきました。今、その運用が始まっていると認識しております。あくまで写真撮影についてやっていくと。そして、写真撮影と動画撮影の区別というふうなところについては、チェックするしかないのかなど。今後やっていく中で課題が出てくれば、再度また議運に諮っていくことが必要と思いますので、この度は飽くまでも写真撮影のみを許可するという事、そして、動画撮影、音声録音については認めないというところまで進めていくしかないかと思っています。動画撮影と音声録音については、公式に市議会としてユーチューブで発信しているので、必要であれば、そちらを確認していただきたいと思いますので、今回の陳情については、写真撮影のみ許可する形で進めていくべきだと思っています。

大井淳一郎委員長 そのほか、何か付け加えることや補足はありますか。

笹木慶之委員 特に付け加えることはありませんが、先ほども言いましたが、やはり細部にわたってよく詰めていかななくてはならないものでありますから、それについては今後の議運でしっかり進めていくということではないかと思っています。

大井淳一郎委員長 ほかにはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）動画の撮影は認めないということで、公式のものがあるので、そちらを見ていただくと。ただ、写真撮影を認めてほしいという申入れが出ていました、協議した結果、それについては議運が認めました。写真撮影と動画撮影をどうやってチェックするのか、区別が付かないんじゃないかということについては、手間になりますけれども、職員がチェックをすると。限界があるという御指摘もあるかもしれませんが、申請時点で写真撮影しか認めないということのを了承した上で申請していると。それを超えて撮影された場合は、事後的に対応すると。事前にチェックして、限界もあって、守られない場合もありますけれども、それはもう事後的に対応するしかないと思います。飽くまでも開かれた議会を目指すならば、で

きる限りそのように市民の言葉には応えたいと思っているので、写真撮影を認めようということが、議会、議運のスタンスだと考えておりますので、その旨を陳情書に対してはお答えするということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この件については以上といたします。それではその他、資料3ですね、議会アドバイザーについてお願いしたいと思います。

山田議会事務局議事係長 資料3を御覧ください。先日の議運でも御説明しましたが、今年度も議会アドバイザーを引き受けていただく長内紳悟先生のプロフィールを資料として掲載しておりますので、御確認いただけたらと思います。なお、委嘱状につきましては既に郵送でお送りしております。

大井淳一郎委員長 資料3のとおりよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）引き続きよろしく申し上げます。それでは、議会運営委員会は以上となりますが、議長から何かございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）委員の皆さんもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）以上をもちまして、第45回議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後0時32分 散会

---

令和5年（2023年）5月8日

議会運営委員長 大井 淳 一 朗